

防府市観光振興推進協議会設置要綱

平成23年7月8日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市観光振興基本計画の推進にあたり、防府市観光振興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、第3次防府市観光振興基本計画の事業の進捗管理と成果検証及び必要に応じた計画の変更等を行う。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者のある者
- (2) 観光関係団体の代表
- (3) 市民の代表
- (4) 市民活動団体の代表
- (5) 観光関連事業者
- (6) 行政関係機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 第3条第2号及び第4号から6号に掲げる委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該団体の構成員を代理人として出席させることができる。

ただし、あらかじめ代理出席届（別紙様式）の提出により、会長の承認を得た場合に限る。

（説明等の聴取）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（会議の公開）

第8条 会議は、原則公開とする。

（事務局）

第9条 協議会の事務局は、文化スポーツ観光交流部観光振興課に置く。

2 事務局長は、観光振興課長をもって充てる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別紙様式

年　月　日

防府市観光振興推進協議会

会長 様

団体名

代表者

連絡先

代理出席届

年　月　日に開催される防府市観光振興推進協議会の会議について、
下記の者を私の代理として出席させたいので、申し出ます。

記

代理出席者

団体名

氏名